

巻頭言 山梨県有林＝恩賜林「御下賜」100周年雜感

大橋邦夫（東京大学名誉教授）

2011年11月13日夜のNHK全国ニュースを見ていたところ、甲府市で恩賜林御下賜100周年記念大会が開催され、皇太子が「これからも恩賜林が人々のための森林として大切に守り育てられることを願います」との天皇の言葉を伝えたと報道していた。

1911（明治44）年3月11日に官内大臣から「御沙汰書」が桂総理大臣に交付されたが、その文面は以下のとおりである。

「山梨県内累年水害ヲ被リ地方ノ民力其ノ救治ニ堪エサル趣憮然ニ「被思食特別ヲ以テ帝室林野局甲府支庁所轄御料地ノ内段別式拾九万八千式百參町七反七畝拾五歩（入会御料地の全て；筆者注）ヲ山梨県県有財産トシテ下賜候条善後經營ノ策国土保安ノ途相立テサセ（後略）」

これを素直に読むと、山梨県では明治40～43年の相続く水害によって民力が衰えたため、明治天皇はこれを憐れみ県内の入会御料地約30万町歩を県有財産として特別に「下賜」されたので、国土保全と民力の強化に尽くようにと書かれている（但し実測面積は16万4千町歩余、筆者注）。

しかし、山梨県への入会御料地の「下賜」＝下戻に関しては、従来から「水害」説と「入会」説があった。「水害」説は、通常山梨県当局が公式に主張しているもので、これは当然であろうが（入会慣行の否定等、詳細は省く）、「日本林業発達史 上」もどちらかというと「水害」説に近い。「山梨県内の治水問題はきわめて緊急の要務となり、従来のような御料地經營を強行に推進せんとする方針は、遂に全く断念の止むなきに至った。（中略）甲府支庁管内の入会慣行台帳面積二十九万八千二百町歩余を山梨県の基本財産として交付し（た）。」としている。

一方、北条浩等の法社会学者が主張する「入会」説は、当時の山梨県内の御料地に「最強固」に存在していた入会慣行の処理に苦慮した官内省が「入会御料地」を、それらの入会集団に最も密接な関係を有する山梨県に「下賜」し、御料局による入会整理を断念したものである。

筆者は、「入会御料地」の山梨県への「下賜」に関する上記2説の内、「入会」説をその本質的なものとし、「水害」説は「下賜」を促進した直接的な契機と考えている（詳細は、拙稿「公有林における利用問題と經營展開に関する研究（1）－山梨県有林の利用問題－」、東大農学部演習林報告、85号、1991、を参照されたい）。

なお、山梨県有林は2002年にFSCの認定を受けている（貸地等を除く約15万ha）。山梨県有林の管理經營を律する戦前の「山梨県恩賜県有財産管理規則」及び戦後の「同管理条例」第2条には共に「恩賜県有財産は模範林とする。」とある。山梨県有林が名実ともに山梨県の森林・林業の「模範林」となっているかどうか、成立後100年を経た現在、その実態を冷静に見極めたいものである。